

議案第43号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年5月17日提出

磐田市長 草地博昭



専 第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、  
令和5年度磐田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙の  
とおり専決処分する。

令和6年3月29日

磐田市長 草地博昭



令和 5 年 度

**磐田市国民健康保険事業特別会計補正予算**

( 第 4 号 )



令和5年度磐田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度磐田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,409,684千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日

磐 田 市 長      草 地 博 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		11,244,659	92,461	11,337,120
	1 県補助金	11,244,659	92,461	11,337,120
歳入合計		16,317,223	92,461	16,409,684





令和5年度

磐田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に関する

説 明 書



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	11,244,659	92,461	11,337,120
歳入合計	16,317,223	92,461	16,409,684

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	11,042,280	92,461	11,134,741
歳 出 合 計	16,317,223	92,461	16,409,684



## 2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	県支出金	11,244,659	92,461	11,337,120
1	県補助金	11,244,659	92,461	11,337,120
1	1 保険給付費等交付金	11,244,509	92,461	11,336,970

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	92,461	1 普通交付金



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	36,850	1 一般被保険者療養給付事業	36,850
		保険給付等負担金	36,850
		療養給付費	(36,850)

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	高額療養費	1,367,040	55,611	1,422,651	55,611	
	1 一般被保険者 高額療養費	1,365,438	55,611	1,421,049	県支出金 55,611	

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	55,611	1 一般被保険者高額療養給付事業	55,611
		保険給付等負担金	55,611
		高額療養費	(55,611)